

大綱策定に向けた議論の進め方について

平成26年3月

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」（平成25年12月20日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。以下「制度見直し方針」という。）を踏まえ、本年6月までに、個人の権利利益の保護とパーソナルデータの利活用に関連する法制度のうち改正すべき項目について検討を行い、その結果を大綱として取りまとめる。

1. 基本的な考え方

(1) 「制度見直し方針」策定後に実施した事業者等に対する課題・ニーズ調査^(注1)の結果のポイントは、以下のとおり。

- ① 現行の個人情報保護法における個人情報の定義の明確化、保護の対象となるパーソナルデータの範囲の明確化、パーソナルデータの種類に応じた事業者の義務・取扱いルール of 明確化
- ② 本人からの同意取得に関するルールの明確化（カメラによる顔画像の取得など個別に同意を取得することが困難な場合の扱い、入手後の利用目的変更時の再同意取得に係る負荷の低減 など）
- ③ 医療等情報の定義、取扱いルールの明確化
- ④ 事業者が過度な負担を負うことなく、EUから従業員や顧客のパーソナルデータを日本国内への移転を可能とする制度整備
- ⑤ 第三者機関の設立と主務大臣との権限整理（多重行政の回避）
- ⑥ 自由なパーソナルデータの流通・利用の実現と、事業者の義務・負担の在り方の明確化

(注1) 事業者16社、経済団体5団体

(2) 個人情報やプライバシーの保護についての消費者の意識について、民間において各種調査が行われている^(注2)が、その結果のポイントは、以下のとおり。

- ① ビッグデータにおける個人の生活情報の利活用について、4割弱が「期待と不安が同じくらい」、1割強が「不安が期待より大きい」、3割弱が「不安が期待よりやや大きい」と感じている。
- ② 自身が受けるサービス以外での利活用に対する抵抗感は情報種類別に異なる（例えば、「自身の画像」については9割弱と高い一方、「食品・衣料品など日常の購買履歴」については4割強となっている）。
- ③ 自身の生活情報の提供に対する抵抗感は、8割強が「情報を社内で活用する際、個人を特定できないような加工技術を用いる」場合に、また、8割弱が「情報を

提携先に提供する際、個人を特定できないよう事前に加工処理を行う」場合に、それぞれ軽減する傾向がある。

- ④ 診療情報（患者のパーソナルデータ等）を活用して医療サービスの進展に活用することについては、8割弱が許容できる・条件によっては許容できるとしている。
- ⑤ 6割前後が、自分の情報の削除ができることや、企業などが情報の利用範囲を明示することなどを重要視している。
- ⑥ プライバシー保護のためには、7割強が個人情報の適切な取扱いを判断できる窓口（公的機関及び事業者）の設置、6割強が個人情報の保護に関する普及啓発活動や世界規模でプライバシー規則の整合性を図ること、などを必要としている。

（注2）「ビッグデータで取り扱う生活者情報に関する意識調査」（2013年5月27日、㈱日立製作所、㈱博報堂）、「平成25年版 情報通信白書」（総務省編）

（3）上記（1）及び（2）を踏まえ、以下の事項を個人情報保護法制の見直しに当たっての基本的な考え方としてはどうか。

- ① 事業者が個人の権利利益を保護しつつパーソナルデータを利活用することを促進するため、個人情報や「個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータ（以下「(仮称)匿名化データ」という。）」などの各定義の明確化と、それらを取り扱う際に事業者が従うべき規則の明確化を行う。
- ② ①の事業者が従うべき規則の明確化に当たっては、事業者の負担に配慮しつつも、本人が、自分のパーソナルデータが法令に従って使用されているか、権利利益が保全されているか否かについて確認できる手段を用意する。
- ③ 個人情報及びプライバシー保護を前提としパーソナルデータの利活用を促進するため、現行の主務大臣制との関係を整理しつつ、事業者の個人情報の取扱いが合法的かどうかの統一的な法解釈と、適切な取扱いが行われていない場合に必要な法執行が行える体制として、第三者機関を整備する。
- ④ 諸外国の制度との調和を図りつつ、我が国においてパーソナルデータの利活用とプライバシーの保護が最適なバランスで実現可能となる制度を構築する。
- ⑤ 医療等情報については、その利活用が、公益のみならず、最終的には本人の利益として還元されるものであることを踏まえ、適切な取扱いの在り方を検討する。

2. 法制度改正に向けて検討する項目

(1) 定義 ・ ・ ・ 第7回及び8回で検討

制度見直し方針の該当部分

<保護されるパーソナルデータの範囲の明確化>

保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断するものとする。

また、プライバシー性が極めて高い「センシティブデータ」については、新たな類型を設け、その特性に応じた取扱いを行うこととする。

2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。

<取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い>

本人のプライバシーへの影響については、取り扱うデータの量ではなくデータの質によるものであることから、現行制度で適用除外となっている取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件とされる個人情報データベースを構成する個人情報の数が5,000件以下とする要件の見直しを検討する。その際、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の負担軽減についても併せて検討する。

<論点>

- 個人情報、機微情報、(仮称)匿名化データ
- 個人情報データベース等
- 個人情報取扱事業者
- 等

(2) 個人の権利利益と個人情報取扱事業者の義務 ・ ・ ・ 第7回及び8回で検討

制度見直し方針の該当部分

<プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方>

透明性の確保を原則として、利用目的の拡大に当たって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定（オプトアウト、共同利用等）の在り方について検討するとともに、パーソナルデータ取得時等におけるルールの充実（同意取得手続きの標準化等）について検討する。

また、個人情報取扱事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の漏えい、その他のプライバシー侵害につながるような事態発生の危険性、影響に関する評価（プライバシー影響評価）の実施、公表等については、事業者の過度な負担とならないように配慮しつつ、評価事項・基準、評価対象、実施方法、評価方法等の具体化を「特定個人情報保護委員会」が行う特定個人情報保護評価の仕組みを参考に検討する。

2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。

<開示、削除等の在り方>

本人の自身の情報への適正かつ適時の関与の機会を確保することが、本人の不安感を払しょくするとともに、事業の透明性を確保することにもつながることから、取得した個人情報の本人による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止（消去又は提供の停止を含む。）等の請求を確実に履行できる手段について検討する。

<諸外国の制度との調和>

諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、国際的なルール作りに積極的に参加しつつ国際的に調和の取れた制度を構築し、日本企業が円滑かつグローバルに事業が展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や第三者機関による国際的な執行協力等の実現について検討する

<他国への越境移転の制限>

グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することについて検討する。

<論点>

- 取り扱う情報又はデータの種類と、それらに応じて事業者が従うべき義務
- 開示・削除等の請求を履行できる手段
- 国際的に調和の取れた制度の構築のために必要な仕組み
- 海外事業者に対する国内法の適用
- 保護水準が十分でない国への情報移転の制限のために必要な仕組み等

(3) 第三者機関 ・ ・ ・ 第6回で検討（一部は第9回）

制度見直し方針の該当部分

1. 第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の体制整備

パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進する観点から、独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施等の対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。

その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。

<パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築>

第三者機関への行政処分等の権限の付与・一元化について検討するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

<保護されるパーソナルデータの範囲の明確化>

高度に専門的な知見が必要とされる分野（センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。）におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見をもって対応すること等について検討する。

<論点>

○組織

- ・ 設置規定
- ・ 委員構成
- ・ 事務局体制

○権限と業務

- ・ 主務大臣制との関係
- ・ 規則等
- ・ 紛争処理、苦情処理
- ・ その他第三者機関が関与するもの（課徴金・審判制度、（仮称）匿名化データの取扱い、情報移転の制限、国際的な執行協力 など）

(4) 医療等情報の取扱い . . . 第9回で検討

制度見直し方針の該当部分

<行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い>

行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等に関する国際的な整合性、我が国の個人情報保護法制の趣旨等にも配慮しながら、必要な分野について優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。

<保護されるパーソナルデータの範囲の明確化>

高度に専門的な知見が必要とされる分野（センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。）におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見をもって対応すること等について検討する。

<論点>

※ 医療等情報の定義や取扱い、民間事業者以外の主体（行政機関等）への義務規定の適用の在り方などの論点については、今後、関係省庁と調整を行い、第9回の検討会において事務局案として提示する予定。

(5) 認定個人情報保護団体等 . . . 第9回で検討

制度見直し方針の該当部分

個人情報及びプライバシーの保護を有効に機能させるため、事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の取組を評価し、十分な規律に服することが担保される、マルチステークホルダープロセス※の考え方を活かした民間主導の枠組みの構築を検討することにより、パーソナルデータ利活用のルールが遵守される仕組みを整備する。

<論点>

○マルチステークホルダープロセスの考え方を活かした民間主導の枠組み等

(6) 罰則、その他 . . . 第9回で検討

制度見直し方針の該当部分

<パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築>

第三者機関への行政処分等の権限の付与・一元化について検討するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

<論点>

○情報の種類に応じた罰則の在り方
○課徴金・審判制度
等